（別記様式第５号）

備北地域医療構想調整会議　報告書

（　備北　）地域保健対策協議会

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の実施日時 | 令和２年２月６日　１６：００～１７：２２　令和元年度　第２回 |
| 審議事項（１）（備北地域医療構想調整会議設置要綱等の一部改正について |
| ○　事務局から，資料１により，所掌事務に「地域における外来医療に係る医療提供体制の確保に関すること」を加えることとする備北地域医療構想調整会議設置要綱の改正案について説明し，原案どおり承認された。《質疑等なし》 |
| 報告事項（１）平成30年度　病床機能報告の状況（確定値）について（２）定量的基準の対応状況について（３）介護医療院への転換状況について（４）公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について |
| ○　事務局から，資料２～資料６及び机上配付資料(参考資料８:非公表資料)により，報告事項（１）～（４）について一括説明した。なお，机上配付資料は，会議終了時に回収した。○　会長から，病床機能報告で急性期を報告する病院の令和元年度の報告状況について発言を求められ，市立三次中央病院，庄原赤十字病院，三次地区医療センター及び庄原市立西城市民病院が昨年度と同様の報告を行った旨を説明した。○　会長から，三次病院における介護医療院の転換状況について発言を求められ，同病院が令和元年１１月１日に転換したことの概要を説明した。〇 県地域医療構想アドバイザーから，県による公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証対象病院と所在市町を対象とした説明会が２月１８日に開催されることや厚生労働省による地域医療構想アドバイザー会議が２月１４日に開催され，今後の方向性が示される見込みであることの情報提供があった。《質疑等なし》 |
| 協議事項（１）第７次広島県保健医療計画の一部改定について |
| ○　県医療介護人材課から資料７と資料９により医師確保計画について，県医療介護計画課から資料８と資料９により外来医療計画のうち県全体の部分について，事務局から資料１０～資料１１によって外来医療計画のうち圏域部分について説明した。《委員意見の概要》■　医療法の一部改正が行われ，各圏域で検討する必要があるとは思うが，外来医療計画の策定に迫られ実施したアンケートについて，時間がない中，地区医師会，市町とも十分理解されていない。この結果を基に外来医療計画の策定を進めていくのは疑問がある。■　医師の高齢化が進み，そもそも医師の少ない備北圏域の医療をどう支えるのか，本気で考えてもらいたい。医療現場は皆，本当に苦労しながら地域を支えている。■　病院勤務医の立場から言うと，眼科，皮膚科など単科の診療科では，医師１人で時間外にも対応にあたっている。ここらの個別のフォローも必要ではないか。■　公立・公的医療機関の再検証，また，保健医療計画の一部改定にしても，医療の適正化の名の下に過剰な削減が起こると地域・都市機能が維持できない。医療をまちづくりの観点からも考えて欲しい。地域包括ケアどころか地域が崩壊しないかと我々は本当に危機感を覚えている。■　東広島市では，小児科の開業に補助金が出ると聞いている。本当に医師が少なくて，苦労してやっている現状をぜひ理解して，県においても，公設診療所の整備や民間診療所への補助金交付などの支援を検討して欲しい。■　有床診療所の医療者は地域を医療から支えており，地域づくりに繋がっている。行政には平準的，画一的な指導ではなく，地域の実情も踏まえた指導をお願いしたい。 |
| 協議事項（２) 第７次広島県保健医療計画地域計画（備北二次保健医療圏）令和元年度進行管理表について |
| ○　事務局から，資料１２によって，第７次広島県保健医療計画地域計画（備北二次保健医療圏）令和元年度進行管理表について説明し，原案どおりで県に報告することが承認された。《質疑等なし》 |

* 出席者委員の分かるものを添付してください。
* 報告書は複数枚になっても構いませんが，各協議内容について項目の整理をお願いします。
* 参考となる資料があれば，併せて提出してください。